

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第2章 (略)

第3章 5G契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第7条～第12条 (略)

(一般契約に係る電話番号保管)

第13条 当社は、一般契約者（コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別又はコースBを選択している者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る5Gの電話番号保管（その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その5Gを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 当社が電話番号保管を行った期間（以下「電話番号保管期間」といいます。）が6年を経過したときは、電話番号保管期間が6年を経過した日においてその一般契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が6年を経過する前にあらかじめそのことを一般契約者に通知します。

3～5 (略)

第13条の2～第23条 (略)

第3章の2～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5Ghomeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
北海道地区	北海道	札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、網走市、岩見沢市、歌志内市、江別市、帯広市、北広島市、北見市、砂川市、滝川市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市、紋別市
	青森県	青森市、黒石市、五所川原市、つがる市、十和田市、八戸市、平川市、弘前市、三沢市、むつ市
東北地区	秋田県	秋田市、大館市、湯上市、大仙市、にかほ市、能代市、湯沢市、由利本荘市、横手市
	岩手県	盛岡市、奥州市、大船渡市、釜石市、一関市、北上市、久慈市、滝沢市、二戸市、花巻市、宮古市、陸前高田市
山形県	山形市、上山市、尾花沢市、寒河江市、酒田市、新庄市、鶴岡市、天童市、南陽市、東根市、村山市、米沢市	
	宮城県	仙台市、石巻市、岩沼市、大崎市、栗原市、気仙沼市、塩竈市、多賀城市、富谷市、登米市、名取市、東松島市

第1章～第2章 (略)

第3章 5G契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第7条～第12条 (略)

(一般契約に係る電話番号保管)

第13条 当社は、一般契約者（コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別又はコースBを選択している者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る5Gの電話番号保管（その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その5Gを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 当社が電話番号保管を行った期間（以下「電話番号保管期間」といいます。）が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてその一般契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が3年を経過する前にあらかじめそのことを一般契約者に通知します。

3～5 (略)

第13条の2～第23条 (略)

第3章の2～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5Ghomeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
北海道地区	北海道	札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、岩見沢市、歌志内市、江別市、帯広市、北広島市、砂川市、滝川市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市
	青森県	青森市、黒石市、八戸市、平川市、弘前市
東北地区	秋田県	秋田市、湯上市、大仙市
	岩手県	盛岡市、奥州市、一関市、北上市、滝沢市、花巻市
山形県	山形市、上山市、天童市	
宮城県	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、名取市	

	福島県	福島市、会津若松市、いわき市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、伊達市、田村市、二本松市、南相馬市、本宮市
(略)	(略)	(略)
北陸地区	富山県	富山市、射水市、魚津市、小矢部市、黒部市、高岡市、砺波市、滑川市、南砺市、氷見市
	(略)	(略)
東海地区	愛知県	名古屋市の、愛西市、あま市、安城市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大府市、岡崎市の、尾張旭市の、蒲郡市の、清須市の、春日井市の、刈谷市の、北名古屋市の、小牧市の、江南市の、新城市の、瀬戸市の、高浜市の、田原市の、知多市の、知立市の、津島市の、東海市の、常滑市の、豊明市の、豊川市の、豊田市の、豊橋市の、長久手市の、西尾市の、日進市の、半田市の、碧南市の、みよし市の、弥富市の
	静岡県	静岡市の、熱海市の、伊豆市の、伊豆の国市の、伊東市の、磐田市の、御前崎市の、掛川市の、菊川市の、湖西市の、御殿場市の、島田市の、下田市の、裾野市の、沼津市の、浜松市の、袋井市の、藤枝市の、富士市の、富士宮市の、牧之原市の、三島市の、焼津市の
	(略)	(略)
	(略)	(略)
中国地区	(略)	(略)
	岡山県	岡山市、赤磐市、井原市、倉敷市、瀬戸内市、総社市、津山市、新見市、備前市
	山口県	山口市、宇部市、山陽小野田市、周南市、長門市、萩市、光市、防府市、柳井市
	島根県	松江市、出雲市、大田市、浜田市
	鳥取県	鳥取市、倉吉市、境港市、米子市
四国地区	香川県	高松市、観音寺市、坂出市、さぬき市、善通寺市、東かがわ市、丸亀市、三豊市
	(略)	(略)
	高知県	高知市、四万十市、須崎市、土佐市、土佐清水市、南国市
	(略)	(略)
九州地区	福岡県	福岡市の、朝倉市の、大川市の、大牟田市の、大野城市の、小郡市の、春日市の、北九州市の、久留米市の、古賀市の、田川市の、太宰府市の、筑後市の、筑紫野市の、那珂川市の、中間市の、福津市の、みやま市の、宗像市の、柳川市の
	佐賀県	佐賀市の、嬉野市の、小城市の、神埼市の、多久市の、武雄市の、鳥栖市の
	(略)	(略)
	熊本県	熊本市の、阿蘇市の、天草市の、荒尾市の、宇城市の、宇土市の、上天草市の、合志市の、玉名市の、人吉市の、水俣市の
	大分県	大分市の、宇佐市の、臼杵市の、杵築市の、国東市の、津久見市の、豊後大野市の、豊後高田市の、由布市の
	宮崎県	串間市の、日南市の、都城市の
	鹿児島県	鹿児島市の、姶良市の、鹿屋市の、霧島市の、曾於市の、垂水市の、日置市の
	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和4年10月1日時点のものとあり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

	福島県	福島市、郡山市、白河市、伊達市
(略)	(略)	(略)
北陸地区	富山県	富山市、滑川市
	(略)	(略)
東海地区	愛知県	名古屋市の、あま市の、安城市の、一宮市の、稲沢市の、犬山市の、岩倉市の、大府市の、岡崎市の、尾張旭市の、清須市の、春日井市の、刈谷市の、北名古屋市の、小牧市の、江南市の、新城市の、瀬戸市の、高浜市の、田原市の、知多市の、知立市の、常滑市の、東海市の、豊明市の、豊田市の、豊橋市の、長久手市の、西尾市の、日進市の、半田市の、碧南市の、みよし市の
	静岡県	静岡市の、熱海市の、伊豆市の、伊豆の国市の、伊東市の、磐田市の、御前崎市の、掛川市の、菊川市の、湖西市の、御殿場市の、島田市の、下田市の、裾野市の、沼津市の、浜松市の、袋井市の、藤枝市の、富士市の、富士宮市の、三島市の、焼津市の
	(略)	(略)
	(略)	(略)
中国地区	(略)	(略)
	岡山県	岡山市、赤磐市、瀬戸内市
	山口県	山口市、宇部市、山陽小野田市、長門市、萩市
	島根県	松江市
	鳥取県	鳥取市
四国地区	香川県	高松市、さぬき市
	(略)	(略)
	高知県	高知市、須崎市、土佐市、南国市
	(略)	(略)
九州地区	福岡県	福岡市の、大野城市の、春日市の、北九州市の、古賀市の、田川市の、太宰府市の、筑紫野市の、那珂川市の、中間市の、福津市の、宗像市の
	佐賀県	佐賀市の、嬉野市の、小城市の、神埼市の、多久市の、武雄市の
	(略)	(略)
	熊本県	熊本市の、阿蘇市の、荒尾市の、合志市の、玉名市の、人吉市の、水俣市の
	大分県	大分市の、豊後大野市の、由布市の
	宮崎県	都城市
	鹿児島県	鹿児島市の、曾於市の、日置市の
(略)	(略)	

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和4年7月8日時点のものとあり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

附 則 (令和4年9月21日経企第1807号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった5 Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(電話番号保管期間に係る経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が行っている5 G契約に係る電話番号保管に関する電話番号保管期間が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてその5 G契約は解除されたものとします。
(その他)
- 4 経企第2903号(令和4年2月14日)の附則第3項第3号のイを次のように改めます
イ 電話番号保管期間が6年を経過したときは、電話番号保管期間が6年を経過した日においてその定期契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が6年を経過する前にあらかじめそのことを定期契約者に通知します。

別表2～別表7 (略)

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第2章 (略)

第3章 X i 契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第7条～第12条 (略)

(一般契約に係る電話番号保管)

第12条の2 当社は、一般契約者（当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る X i の電話番号保管（その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その X i を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 当社が電話番号保管を行った期間（以下「電話番号保管期間」といいます。）が6年を経過したときは、電話番号保管期間が6年を経過した日においてその X i 契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が6年を経過する前にあらかじめそのことを一般契約者に通知します。

3 前項に規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。

4 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

5 一般契約者は、電話番号保管期間は、電話番号保管を取りやめる請求又は契約の解除に限り行うことができます。

第13条～第16条 (略)

第3節 (略)

第4章～第14章 (略)

料金表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) (略)

(2) X i コピキタス契約に係るもの

種	類
(略)	
(略)	

2 (略)

(注) (略)

別表3～別表7 (略)

第1章～第2章 (略)

第3章 X i 契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第7条～第12条 (略)

(一般契約に係る電話番号保管)

第12条の2 当社は、一般契約者（当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る X i の電話番号保管（その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その X i を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 当社が電話番号保管を行った期間（以下「電話番号保管期間」といいます。）が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてその X i 契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が3年を経過する前にあらかじめそのことを一般契約者に通知します。

3 前項に規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。

4 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

5 一般契約者は、電話番号保管期間は、電話番号保管を取りやめる請求又は契約の解除に限り行うことができます。

第13条～第16条 (略)

第3節 (略)

第4章～第14章 (略)

料金表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) (略)

(2) X i コピキタス契約に係るもの

種	類
(略)	
ドコモ ドライバースサポート	
(略)	

2 (略)

(注) (略)

別表3～別表7 (略)

附 則（令和 4 年 9 月 21 日 経企第 1807 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 10 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（電話番号保管期間に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が行っている X i 契約に係る電話番号保管に関する、電話番号保管期間が 3 年を経過したときは、電話番号保管期間が 3 年を経過した日においてその X i 契約は解除されたものとします。

（ドコモ ドライバースサポートに関する経過措置）

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているドコモ ドライバースサポートの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

（その他）

5 経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）の附則第 3 項第 6 号中「電話番号保管期間が 3 年を経過したときは」を「令和 4 年 9 月 30 日以前に当社が行っている X i 契約に係る電話番号保管であって、その電話番号保管期間が 3 年を経過したときは」に改めます。

6 経企第 2903 号（令和 4 年 2 月 14 日）の附則第 3 項第 3 号のイを次のように改めます。

イ 電話番号保管期間が 6 年を経過したときは、電話番号保管期間が 6 年を経過した日においてその X i 契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が 6 年を経過する前にあらかじめそのことを定期契約者に通知します。

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第8章 (略)

料金表 (略)

別表 取扱地域

1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先 区 分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
	アジア2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国
	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)

(注) (略)

附 則 (令和4年9月21日経企第1807号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前
のとおりとします。

[現 行]

第1章～第8章 (略)

料金表 (略)

別表 取扱地域

1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先 区 分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
	アジア2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、 マレーシア
	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)

(注) (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

種 別	事 業 者 名
1～4 (略)	(略)
5 特定 C A T V 事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、K B N 株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 K C N 京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社
6～31 (略)	(略)

第 2 章 (略)

第 3 章 I P 通信網契約

第 1 節 契約の種類

(契約の種類)

第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第 1 項に規定する第 3 種契約には、次表に定める特定 C A T V 事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)
第 3 - 24 種契約	CCNet 株式会社

[現 行]

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

種 別	事 業 者 名
1～4 (略)	(略)
5 特定 C A T V 事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、K B N 株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 K C N 京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社
6～31 (略)	(略)

第 2 章 (略)

第 3 章 I P 通信網契約

第 1 節 契約の種類

(契約の種類)

第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第 1 項に規定する第 3 種契約には、次表に定める特定 C A T V 事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)
第 3 - 24 種契約	中部ケーブルネットワーク株式会社

(略)

(略)

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

附 則 (令和4年9月21日経企第1807号)

- 1 この改正規定は令和4年10月1日から実施します。
(ドコモ光工事費無料キャンペーンの適用)
- 2 当社は、この改正規定実施の日から令和5年1月29日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であって、令和5年7月31日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表(工事費)2(料金額)に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費の支払いを要しません。
 - (1) 第1種契約(通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限ります。)に関する接続方式に係る品目をLAN方式又はVDSL方式から光配線方式へ変更するとき。
 - (2) 第1種契約(通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式若しくはVDSL方式であるものに限ります。)に係る一般契約の解除と同時に新たに第1種契約(通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。)に係る定期契約を締結するとき、又は第1種契約(通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式若しくはVDSL方式であるものに限ります。)に係る定期契約の解除と同時に新たに第1種契約(通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。)に係る一般契約を締結するとき。
 - (3) 特定F T T H事業者(東日本電信電話株式会社に限ります。)が定める契約約款に規定する契約(メニュー5-2における提供の形による細目がⅡ-1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1-2型又はグレード2のものに限ります。)について、サービス転用により、当社とI P通信網契約(第1種契約(通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。)を締結するとき。
 - (4) 当社以外の電気通信事業者が提供するI P通信網サービスに係る契約(通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式又はVDSL方式であると当社が認めるものに限ります。)について、事業者変更を利用して当社とI P通信網契約(第1種契約(通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。)を締結するとき。

(略)

(略)

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)